

令和6年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

(1) 基本交付額分

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【智頭町障がい者住宅改良助成事業】 日常生活を営むために著しく支障のある在宅の障がい者が、段差解消など住環境の改善を行う際の経費について助成を行うことにより、地域における自立支援を図り、その増進に資する。	666
2	3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費	【智頭町高齢者等居住環境整備助成事業】 住宅整備費を助成することにより、介護を要する高齢者等の居住環境整備を促進し、生活の質を高め、在宅生活を支援していくことを目的とする。	534
3	3 福祉保健の充実 (3) 身体障害者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費	【智頭町障害者自動車運転免許取得等助成事業】 障がい者に対し自動車運転免許の取得や、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。	200
4	6 農林水産業等の振興 (2) 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費	【担い手規模拡大促進事業】 認定農業者等の規模拡大意欲を喚起し、農地の集積と遊休農地の解消を図るとともに、将来地域の担い手となりうる、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目的として補助金を交付する。	456
5	6 農林水産業等の振興 (2) 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費	【ホンモノの農林産物販路開拓支援事業】 智頭町産農林産物等の販路開拓と消費拡大のための新たな取組を支援し、生産者の生産意欲の向上と本町農林業の振興を図る。	144
6	7 人権尊重の社会づくりの推進 (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費	【人権教育推進員設置事業】 人権教育推進員を設置し、人権問題学習活動の指導助言や学習相談を推進する。	3,599
7	7 人権尊重の社会づくりの推進 (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費	【総合相談充実事業】 人権、同和問題の速やかな解決に資するため、生活相談員を設置し、地域住民の生活上の相談に応じ、必要な助言及び指導を行うとともに、関係行政機関と緊密な連携を保ち支援に努める。	3,466
8	7 人権尊重の社会づくりの推進 (4) 人権意識の向上を図る研修会等の開催に要する経費	【同和地区高等学校等就学奨励金支給事業】 町内の同和地区に居住する者の子で、経済的に就学が困難な家庭環境にある高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学並びに各種専門学校及び養護学校高等部在学者に対し、就学奨励金を支給する。	2,952
9	7 人権尊重の社会づくりの推進 (4) 人権意識の向上を図る研修会等の開催に要する経費	【智頭町人権同和教育推進協議会委託事業】 現存する部落差別の解消を中心的課題に、すべての人権問題の解決に向けた教育・啓発活動を行政が中心となって智頭町同和教育推進協議会などと連携して推進していく。	1,300
10	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費	【文化財修繕事業】 重要文化財として公開している石谷家住宅をはじめとした文化財の修繕を行う。	1,676

	対象事業名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
11	8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財(市町村指定が見込まれるものを含む。)の補修又は活用に要する経費	【石谷家住宅庭園管理事業】 重要文化財として公開している石谷家住宅の庭園管理を行う。	5,445
12	9 市町村の自主的な行政運営	【店舗改修補助金事業】 店舗改修に要する費用の一部を補助することにより、店舗の活用の促進を図り、地域経済の活性化に寄与する。	1,000
13	9 市町村の自主的な行政運営	【新規創業・開業支援事業補助金事業】 町内で新たに創業するものに対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、商業の振興を図る。	2,000
14	9 市町村の自主的な行政運営	【トップアスリート育成支援奨励事業】 県を代表して県外大会に出場する個人または団体に奨励金を交付することで、活動の継続を支援し、本町のスポーツ振興、人材育成に貢献する。	500
15	3 福祉保健の充実 (4) 地域住民の健康増進を図るために必要な経費	【新生児聴覚検査助成事業】 新生児聴覚健診を行うことにより、子どもの発育や発達の状態を明らかにして、子どもに合った健康管理や保健指導を行う。	50
16	9 市町村の自主的な行政運営	【智頭町複業協同組合運営業務委託事業】 国の「特定地域づくり事業協同組合」事業を実施するにあたり、派遣業など専門的な知識や運営ノウハウのある事業者へ委託することで、安定的な人材確保や雇用の場の創出へつなげ、持続的な運営を図る。	6,000
事業費 計			29,988

(2) 調整交付額分

	対象分野名	事業名・事業内容	事業費 (千円)
1			
事業費 計			0

令和6年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

基本交付額分		
対象事業費 〔①〕		29,988
基本交付基準額 (①×1/2 千円未満端数切り捨て) 〔②〕		14,994
基本交付額 〔③〕		10,697
②と③のいずれか低い額 〔④〕		10,697
調整交付額分		
対象事業費 〔⑤〕		0
調整交付基準額 (事業ごとの事業費×1/2 (1事業の上限1,500千円 千円未満端数切捨て) の計) 〔⑥〕		0
⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 〔⑦〕		0
令和6年度 交付額 〔④+⑦=⑧〕		10,697
令和5年度 精算額 〔⑨〕		0
令和6年度 交付決定額 〔⑧+⑨=⑩〕		10,697